



<参考>

國學院大學学部学生協定留学及び認定留学に関する規程（抜粋）

第 11 条 協定留学又は認定留学中の者が次の各号に該当する場合は、国際交流推進部委員会の議を経て、所属学部教授会の承認を得た後、学長が留学の許可を取り消すことができる。

- (1)協定校又は認定校において成業の見込みがない者
- (2)本学の学費納付等定められた義務を怠った者
- (3)協定留学又は認定留学の目的に著しく反する行為を行った者
- (4)本人の事情により留学を継続できなくなった者